

# 市民農園の利用にあたって

## ○農園の概要

- ・1人1区画(およそ100平方メートル)です。  
ただし、区画の関係で地形が歪になることがあります。
- ・利用料金は1区画、年額7,000円です。
- ・利用料は口座振り込みです。
- ・利用者の農園区画の割り振りは、農園主の抽選にて決定されます。
- ・利用者は、農園主と「市民農園賃貸借契約書」を締結していただきます。  
なお、契約期間は1年間とし、更新は4回(通算5年間)まで可能です。
- ・農園を利用する期間は、4月中旬頃から11月末までです。
- ・農園には水道・物置・トイレ・電源はなく、農機具等の貸し出しもありません。

## ○作付けの制限

茅野市内に居住している方(茅野市内の別荘の方を含む)が、契約(借受利用)できます。  
農園の利用は、野菜、花きを栽培する場合に限ります。  
ただし、周囲の迷惑になるような作物の耕作は禁止します。  
永年作物(アスパラガスやりんどう等)も禁止です。

## ○農園利用の取り消し

次の事項のいずれかに該当したときは、農園の利用を取り消し、今後の農園利用をお断りします。

1. 他人名義での申し込みがあった場合
2. 農園を営利目的に使用したり、第三者に転貸利用させた場合
3. 周辺住民の迷惑となるような行為を行った場合
4. 農園の利用を放棄したり、良好な管理を怠った場合
5. 農園内に工作物を設置した場合
6. 区画以外の土地を無断で耕作した、又は土砂等の採取があった場合
7. 農園周辺の公園やアパート等の水道を使用した場合
8. 農園主の指示に従わなかったり、利用者としてふさわしくない行為があった場合

## ○利用者の負担

作物の栽培に必要な除草、清掃、農具、資材、種苗、堆肥、化学肥料、農薬等は全て利用者の負担となります。

※ ただし、春・秋の2回の耕起作業と畦草刈りは農園主が行います。

## ○損害の賠償責任

- ・農園主は、利用者の耕作物、資材等の損害及び事故に対して、一切責任を負いません。
- ・利用者は、農園の施設等へ損害を与えたときは、農園主に対して賠償の責任を負わなければなりません。

## ○農園の環境整備

利用者は、自己の利用区画および周囲の通路清掃・除草に努めるほか、他の利用者と協力して農園及びその周辺の清掃を行い、環境整備・保全に努めなければなりません。  
(耕作地は通路によって区切られますので、通路の雑草は隣接する利用者同士で除草をお願いします。)

## ○農園の廃止

農園の管理運営において特別な事情が生じた場合は、利用期間中に農園を廃止することがあります。

## ○農園の返還

利用者は、農園の閉園、廃止及び自己の事情により農園の利用ができなくなった場合には、農園及びその周辺の清掃を行い、利用前の現状に回復してすみやかに農園を返還しなければなりません。

## ○住所変更等の届け出

転出、転居等により住所、電話番号等に変更があった場合には、すみやかに届け出て下さい。届け出を怠ったことにより不利益を被っても、農園主は一切責任を負いません。

## ✿ お知らせ ✿ ━━━━━━━━━━━━━━━━ ご確認ください

●畠で利用したマルチの処分について、市では処分できないゴミとなっています。お近くの業者へお問い合わせの上、処分するようにして下さい。  
決して、放置することのないようにお願いします。

**市内の処理業者** (有料:金額についてはご利用業者にお問合せください。)

★(有)長野興産 ☎0266-73-1728 (塚原2丁目5-30)

★信濃環境衛生舎 ☎0266-77-2282 (湖東6188-2)

★信濃環境整備 ☎0266-79-6344 (金沢2939-233)

●農薬について、周囲の方々に迷惑になるようなものは使用しないようにして下さい。